

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構
日本臨床発達心理士会 中国・四国支部規約

第1条（名称）

本会は、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構日本臨床発達心理士会中国・四国支部と称する。

第2条（事務局）

本会は、事務局を広島県福山市学園町1番地三蔵福山大学日下部研究室内に置く。

第3条（目的）

本会は、臨床発達心理士の資格取得者の相互の連携を密にし、技能の向上を図るとともに、本会の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 研修会・研究会等の開催
- ② 中国・四国支部ホームページの運営
- ③ 中国・四国支部ニューズレターの発行
- ④ その他、前条の目的を達成するために必要と認める事業

第5条（会員）

本会の会員は、日本臨床発達心理士会中国・四国支部に所属する臨床発達心理士であり、職場または住居を本支部内に有する者とする。

第6条（入会）

臨床発達心理士の資格取得の時点で、第5条に該当する会員が、一般社団法人臨床発達心理士認定運営機構において本支部に登録した時点で、本会への入会とする。

第7条（退会）

会員が、第5条の条件を満たさず、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構において本支部より登録を抹消した時点で、本会からの退会とする。

- ① 臨床発達心理士資格を喪失したとき
- ② 他支部への異動申請を受理されたとき

第8条（事業や活動への参加）

会員は、本会が主催または共催する事業および活動等に参加することができる。

第9条（総会）

総会は、支部会員をもって構成し、会の意思と方針を決定する。

- 2 定期総会は年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することとする。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数（委任状を含む。）をもって成立とする。
- 4 定期総会には次の議題を提出しなければならない。

- ① 事業の年次報告及び年次計画の承認
- ② 事業の収支決算及び収支予算の報告

第10条（役員・選出方法・任期）

本会には、次の役員を置く。

- ① 支部長（1名）
- ② 副支部長（2名）
- ③ 事務局長（1名）
- ④ 会計（1名）
- ⑤ 県役員（各県から1名ずつ）
- ⑥ 研修担当（2名）
- ⑦ ニュースレター担当（2名）
- ⑧ ホームページ担当（1名）
- ⑨ 幹事（1名）

2 役員を選出は、会員の互選による。

3 支部長は、本会を代表し、会務を執行する。

4 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在の時には会務を代行する。

5 事務局長は、支部長を補佐し、本会の事務を統括する。

6 会計は、本会の会計に関する事務を行う。

7 県役員は、各県における本会の事業の遂行を分担する。

8 研修担当は、支部主催の研修等を計画立案する。

9 ニュースレター担当は、支部のニュースレターを編集し配布する。

10 ホームページ担当は、支部のホームページの作成、維持・管理を行う。

11 幹事は、支部を代表し日本臨床発達心理士会幹事会に出席する。

12 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条（本規約の変更）

本規約の変更は、支部総会出席者の3分の2以上の同意を得て、幹事会及び社員総会の承認を得るものとする。

附則

施行期日 2003年4月19日より施行する。

改定 2006年6月10日 一部改定

改定 2009年5月30日 一部改定

改定 2010年5月30日 一部改定

改定 2013年5月26日 一部改定

改定 2014年5月31日 第2条、第9条、第10条、第12条、第13条改定

改定 2016年5月21日 第2条改定

改定 2019年5月26日 第2条、第10条12改定 ただし現任の役員任期については、役員に就任した年から起算して2年の間とする。

改定 2021年4月25日 第4条③、第10条⑦及び9改定